

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：市会事務局

通 知 日：令和 8 年 5 月 7 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5 (2)	公印審査の記録を確実にを行うよう改善を求めたもの 今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。 - 一部の紙決裁文書において、公印審査欄への文書主任や公印取扱責任者の押印がないものがあった。 - 電子決裁文書においては、公印審査の情報をシステム上の決裁に登録する必要があるところ、一部に、標題名が類似する別の決裁に誤って登録しているものや、公印審査の情報を決裁に登録していないものがあった。 【指摘事項】 市会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印審査に係る決裁文書への記録を確実にを行うよう徹底されたい。	- 今回の監査を受けて、令和 8 年 2 月 25 日、局内の全職員に対して公印審査の記録を確実にを行うことをメールで周知した。 - また、令和 8 年 3 月 11 日、局内の課長級以下を対象に、公印の押印手続（公印審査）について、庁内ポータルに掲載されている文書事務研修資料（公印編）を改めて確認するようメールで周知した。 - 今後は、決裁過程で文書主任が公印情報登録の有無を確認の上、押印が必要な決裁について、公印審査が完了し適切に押印されたかを最終確認することで再発防止に努めていく。	措置済	令和 8 年 3 月 11 日